## 文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付要綱

2020 文福障第374号令和2年6月1日区長決定 2021 文福障第53号令和3年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、文京区移動支援従事者養成研修実施要綱(21文福障第2157号)の規定により実施される文京区移動支援従事者養成研修(以下「養成研修」という。)の受講料を助成することにより、区の区域内(以下「区内」という。)の事業所における移動支援事業に従事する者の数の増加を図り、もって障害福祉の向上に資することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによる。

(助成対象者)

- 第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 第6条第1項の規定による申請をする日において、養成研修の課程を修了していること。
  - (2) 過去にこの要綱による助成を受けたことがないこと。
  - (3) この要綱による助成に係る養成研修について、他の行政機関等から助成を受けていないこと。

(助成対象経費)

- 第4条 助成金の交付の対象とする経費(以下「助成対象経費」という。)は、養成研修 の受講料とする。
- 2 前項の受講料には、養成研修に必須のテキスト代及び実習費並びに消費税及び地方 消費税を含むものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし、区の予算の定める範囲内で交付する。

(交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。
  - (1) 養成研修の課程を修了したことを証する書類の写し
  - (2) 助成対象経費の全額を支払ったことを証する書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類
- 2 前項の規定による申請を行うことができる期間は、養成研修の修了の日から6月間とする。

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により、適当でないと認めたときは文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

- 第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、速やかに文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金請求書(別記様式第4号) を区長に提出し、助成金を請求しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものと する。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既 に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じる ものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、福祉部長 が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

文京区長 殿

(申請者) ※本人が自署しないときは、記名押印してください 住所

氏名

電話番号

(法定代理人) ※申請者が未成年の場合

※本人が自署しないときは、記名押印してください 住所

氏名

電話番号

## 文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付申請書

文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金の交付を申請します。

記

1 受講した養成研修の名称等

(養成研修の名称)

(養成研修を実施する事業者の名称)

(受講年月日)

2 交付申請額(受講料の額)

金

## <添付書類>

- 1 養成研修の課程を修了したことを証する書類(写し)
- 2 助成対象経費の全額を支払ったことを証する書類(原本)

 文
 第
 号

 年
 月
 日

様

文京区長

文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった文京区移動支援従事者養成研修 受講料助成金について、文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付要綱第 7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 条件 文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付要綱の規定を遵守するこ と。

 文
 第
 号

 年
 月
 日

様

文京区長

文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった文京区移動支援従事者養成研修 受講料助成金について、文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付要綱第 7条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 交付しない理由

文京区長 殿

(請求者)

住所

氏名

電話番号

(法定代理人) ※請求者が未成年の場合

住所

氏名

電話番号

## 文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金請求書

年 月 日付 文 第 号により交付の決定を受けた文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金について、文京区移動支援従事者養成研修受講料助成金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 助成金請求額 金 円